

さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱

平成 30 年 6 月 12 日

令和 2 年 3 月 11 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

まちづくり政策局長決裁

(目的)

第 1 条 「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン懇談会」(以下「懇談会」という。)は、札幌市と近隣市町村において形成する連携中枢都市圏(以下「都市圏」という。)において、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するために、「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の策定又は変更に当たって必要な協議又は懇談を行うことを目的とする。

(構成員)

第 2 条 懇談会は、構成員 20 名以内で組織する。

2 構成員は、産業、大学・研究機関、金融機関、観光、福祉、地域公共交通その他都市圏の形成に係る連携協約等に関連する分野に関し識見を有する者として市長が適当と認めるもののうちから、市長が委嘱する。

(構成員の任期)

第 3 条 構成員の任期は、2 年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は、再任されることができる。

(臨時構成員)

第 4 条 特別の事項を審議するため必要があるときは、懇談会に臨時構成員若干人を置くことができる。

2 臨時構成員は、当該特別の事項に関する識見を有する者として市長が適当と認めるもののうちから、市長が委嘱する。

3 臨時構成員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長)

第 5 条 懇談会には、会長及び副会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議等)

第 6 条 懇談会の会議は、まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室長が招集する。

2 会長は、懇談会の会議の議長となる。

- 3 懇談会は、構成員（次項の規定に基づき、代理出席を認められた者を含む。）及び議事に関係のある臨時構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室長は、会議運営上の必要があり、かつ、その運営に支障がないものと認めるときは、構成員の代理出席を認めることができる。
- 5 前各号の規定にかかわらず、まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室長は、特別の必要があると認めるときは、構成員からの意見の聴取その他協議等を行うための適切な方法をもって、会議の開催に代えることができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、まちづくり政策局において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会及びまちづくり政策局において協議の上、定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月11日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。